

## 2. 車両制限令違反者が所属する会社（組合員）へ違反事実を直接連絡します

車両制限令の現地取締りにおいて、違反者（運転手）が所属する会社（組合員）が迅速に違反事実を把握し、再発防止に向けた取り組みへ反映できるよう、取締り現場において車両制限令違反が現認された場合は、高速道路会社から違反した運転手が所属する会社に対し、違反事実、違反内容及び違反点数等を直接、電話連絡<sup>※1</sup>いたします。

### <実施予定：平成30年2月>

※1 電話連絡先は、従前より取締り時にお伺いしております措置命令書又は指導警告書に記載する会社電話番号となります。

なお、夜間等による電話の不通等の理由で運転手が所属する会社への連絡ができない場合がありますが、連絡の有無を問わず、違反であることに変わりありません。

また電話連絡の有無に関わらず、取締現場において違反が確認された場合は、道路会社から運転手に手交する措置命令書等の書類とともに、違反事実が運転手から所属する会社に確実に報告がなされるよう、今一度、社内指導をお願いします。

## 3. 事業協同組合における活動状況等の確認を実施します

大口・多頻度割引制度を引き続き適切に運用していくため、ETCコーポレートカード利用約款第29条の規定に基づき、契約更新時等に、組合事業に関する確認書類（事業報告書、決算報告書、定款など）を提出いただきます。また、訪問ヒアリングを実施し、組合事業について確認させていただく場合がありますので、ご協力願います。

詳細につきましては、該当する事業協同組合に対し後日お知らせします「協同組合の活動状況等確認資料の提出依頼について」をご覧ください。

### <実施予定：平成30年4月>

| 活動状況の報告方法（現在）                                  | 活動状況の報告（変更後）  |
|--|---|
| ・新規契約時に確認書類を提出<br>・契約更新時等に高速道路会社が求めた場合に確認書類を提出 | ・新規契約時に確認書類を提出<br>・契約更新時等に確認書類を提出<br>・高速道路会社が訪問ヒアリングを行う場合に、確認書類にて説明 |

## 4. 問い合わせ先

- ・車両制限令に関する事項

車限対策室 TEL 048-757-5259

- ・大口・多頻度割引に関する事項

大口・多頻度窓口 TEL 048-631-0220

以 上